

第3号議案 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)に関する件

令和3年度事業計画(案) (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなかで、群馬県は5月4日から全県に対してガイドライン警戒度を「4」とし、変異型陽性者数も増加している。感染拡大に対抗する措置としてのワクチン接種は5月から高齢者を対象に実施される予定であるが、全県民への早期のワクチン接種が望まれる。このような感染拡大状況のなかで、労働者を休業、雇止めの措置を取らざるを得ない事業所や閉鎖する事業所数は減少しておらず、また、当連合会開催予定の技能講習等の受講者のキャンセルが今後多く発生する可能性があり、さらに、昨年度の政府からの給付金等の助成が無くなるなかで、令和3年度は、技能講習の講習回数を増やし、さらに外部講師に代わって当連合会の専務理事や当連合会職員が講習等の講師となって講師謝金の支出削減に努め、また、専務理事役員報酬の削減、同退職金積立の廃止、連合会職員の退職金及び賞与の見直しなどの労務関係費の削減を令和3年度も継続していくことに加えて、印刷費等の業務費についても競争入札の採用などにより経費削減に努めていきます。

これらの収益増収措置対策により、昨年度予算の「当期一般正味財産増減額」が約1900万円の減収予定であったものを、令和3年度は次項の収支予算(案)のとおり±0(プラスマイナスゼロ)とします。

当連合会の事業目的は定款第3条に規定する「勤労者の福祉の増進と産業の健全な発展に寄与すること」であり、同定款4条に11項目の実施事項が規定されているが、労働安全衛生法第77条第6項によって、「正統な理由がある場合を除き、毎事業年度、技能講習又は教習の実施に関する計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない」と規定されていることから、取巻く社会環境がどのように変動しようとも当連合会は、その目的を果たし、結果、群馬労働局から信頼される団体となり、さらに群馬県内の事業所が労働災害ゼロの達成に向けた取組みに必要となる事業等を次のように計画し実施いたします。

1. 総会・理事会関係

- (1) 通常総会(5月)
- (2) 理事会(5月、11月、3月)

2. 行事・講習会等

(1) 産業安全衛生大会

ア. 群馬産業安全衛生大会の開催(11団体主催)

11団体を主催団体とする「群馬労働災害防止団体等連絡協議会」によって7月5日に実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染

拡大防止措置の「3密」を避けることが困難であるため、中止とし、この大会に代わる効果的措置を検討していきます。

イ. 全国産業安全衛生大会（10月）、地区基準協会の大会への参加

(2) 講習等の事業

上記（1）の「群馬労働災害防止団体等連絡協議会」が実施予定の講習等を記載した別紙「令和3年度 各種技能講習等実施計画表」を作成のほか、当連合会が各安全衛生団体のリーダー役となり、その責任を果たします。

(3) 群馬地区出張特別試験

昨年度中止した出張特別試験を再開するが、3密対策のため、10月31日（日）及び11月13日（土）の2日間の実施とします。

(4) 関係団体が開催する会議等に出席し、連携強化を図ります。

ア. 中央労働災害防止協会

イ. 全国労働基準関係団体連合会

ウ. 建設業労働災害防止協会群馬県支部

エ. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部

オ. 林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部

カ. (一社) 日本クレーン協会群馬支部

キ. (一社) 日本ボイラ協会群馬支部

ク. (一社) 日本ボイラ協会群馬検査事務所

ケ. (公社) 建設荷役車両安全技術協会群馬県支部

コ. 群馬県砕石工業組合

サ. (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会群馬支部

シ. (公社) 日本作業環境測定協会北関東支部群馬分会

ス. 群馬産業保健総合支援センター

セ. 群馬衛生管理者協議会

ソ. その他

3. 広報

(1) 会報「群馬労働基準ニュース」発行及びホームページの作成

(2) 参考資料、ポスター、参考図書等の配布

4. 地区基準協会及び群馬労働局との連携強化

地区労働基準協会事務局長会議を開催（4月、12月）

5. 事務局の運営基盤強化

(1) 事務局体制の構築と効率化

(2) 経費節減の推進